附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第三項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

3　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「規則」という。）第二十一条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、令和七年七月までの間は、この省令による改正後の規則（次項において「新規則」という。）第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　平成二十一年四月一日からこの省令の施行の日の前日までの間（以下「施行日前」という。）にこの省令による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第五条第三項の規定により計算された旧規則第二条第一項第五号、第四条第二項、第五条第一項及び第六条第二項第二号に規定する所得の額は、新規則第五条第二項の規定により算定された所得の額とみなし、施行日前に旧規則第十三条第三項の規定により計算された旧規則第九条第一項第六号、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項第二号に規定する所得の額は、新規則第十三条第二項の規定により新規則第五条第二項の規定を準用して算定された所得の額とみなし、施行日前に規則第八条第一号に規定する認定非入所者又は規則第十八条第一項の認定を受けようとする者の各年の前年（当該認定を受けようとする者が当該認定の請求を各年の一月から五月までの間に行った場合にあっては、各年の前々年）の所得に基づき算出された旧規則第十八条第一項第三号、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第三項第二号及び第二十三条第一号に規定する課税総所得金額は、新規則第二十一条第三項の規定により新規則第五条第二項の規定を準用して算定された所得の額とみなす。

○厚生労働省令第四十六号

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第十三条の四第三項、第十三条の五第一号ロ、第十四条第一項第一号及び第二項（同令第十四条の九第二項及び第十四条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第一項第一号並びに第十四条の十六第一項第一号の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）	（令第十三条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める方法等）
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ⑴に規定する利子等をいう。次条及び第一条の十三第一項において同じ。）の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。	3　令第十三条の四第三項の申出は、同項に規定する当初の年金支払期間の二分の一を経過した後、当該契約に基づく最後の年金支払日前の年金支払日における当該契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等の金額が当該年金支払日における年金支払額以下の額となる見込みである旨を明らかにして行うものとする。
4～9　（略）	4～9　（略）
（令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合）	（令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合）
第一条の四　令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合は、次表の上欄に掲げる預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭により、当該預貯金等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる預貯金等の預入等を行う場合とする。	**第一条の四**　令第十三条の五第一号ロの厚生労働省令で定める場合は、次表の上欄に掲げる預貯金等及びこれに係る利子等（法第六条第一項第一号イ⑴に規定する利子等をいう。第一条の九第一号において同じ。）に係る金銭により、当該預貯金等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる預貯金等の預入等を行う場合とする。
（表略）	（表略）